MULエナジーインベストメント株式会社「(仮称) 山形尾花沢風力発電事業 計画段 階環境配慮書」に対する意見について

令和2年12月24日経済産業省商務情報政策局産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 山形尾花沢風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、MULエナジーインベストメント株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

•場 所:山形県尾花沢市

・原動力の種類 : 風力(陸上)

・出 力: 最大17, 200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年10月14日
環境大臣意見受理	令和2年12月22日
経済産業大臣意見	令和2年12月24日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、野田 電話03-3501-1742(直通)

MULエナジーインベストメント株式会社「(仮称) 山形尾花沢風力発電事業 計画段階環境 配慮書」に対する意見

1. 総論

(1)対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2)累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業とこれら風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3)事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1)騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在することから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)その他最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在することから、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシやクマタ カ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、サシバ、ノスリ等の猛禽類やガン類、ハ クチョウ類の渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突事故、移 動の阻害等による重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた 鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ず ることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4)植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたヨシクラス、ツルヨシ群集等の植生、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された保安林、尾花沢市ブナ共生の森設置及び管理に関する条例(平成5年条例第 16 号)に基づき指

定されている「ブナ共生の森」等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態 系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(5)景観に対する影響

想定区域は、山形県立自然公園条例(昭和33年条例第29号)に基づく御所山県立自然公園に指定されており、想定区域の周辺には、主要な眺望点である「二ツ森」等が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

(6)人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域には、「ブナ共生の森」等が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による 影響のほか、稼働時の騒音及び風車の影、景観変化等によるこれらの主要な人と自然との 触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況等を把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。